

介護予防・日常生活支援総合事業の日割り請求の注意点について

総合事業サービスは介護予防訪問介護、介護予防通所介護と日割り請求が異なる場合がありますので、ご注意ください。

具体的には日割り開始に区分変更（事業対象者⇒要支援）、利用者との契約開始、介護予防通所（訪問）介護の契約解除、日割り終了に区分変更（事業対象者⇒要支援、要介護）、利用者との契約解除が追加されます。下記のような事例に注意してください。

注意 介護予防通所介護相当サービスは平成30年10月分から、回数制に変更となりましたので、この文書の取り扱いには当てはまらず、一部の例外を除き日割り請求はなくなりました。詳しくは、「平成30年10月からの制度改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の請求例」をご確認ください。

- ① 8月から資格をもった事業対象者が、9月16日に要介護認定申請し、認定結果が要支援1となり、月を通して、総合事業サービスを利用していた場合、**資格の変更日である9月16日を起算日として日割り請求する。**

		要介護認定申請
資格	事業対象者	要支援1
請求	15日分日割り請求	15日分日割り請求
	9月1日	9月16日
		9月30日

- ② **事業対象者**が、8月に要介護認定申請し、認定結果が9月5日に出て、要介護1となり、9月に総合事業サービスのみを利用していた場合、**契約解除日迄を日割り請求する。**この場合、**居宅介護支援事業所の提出する居宅サービス計画作成依頼届出書の変更日を契約解除日とし、事業対象者の資格がなくなるものとする。**但し、認定した介護保険被保険者証の交付日から14日以上を経過した場合は届出がなくとも、事業対象者から要介護者に移行され、契約解除されたものとみなす。

※認定申請後に総合事業以外の給付サービスと併用していた場合は、認定申請日を契約解除日とすることも可能。この場合、認定申請以降利用した総合事業は保険請求できず、全額自己負担となる。

※**要支援者の場合は、認定申請日に資格が変更されるため、認定申請日を契約解除日とみなす。**

	要介護1判明 (被保険者証交付9月5日)	居宅介護支援事業所が提出した居宅 の届出の変更日
資格	事業対象者	要介護1
請求	総合事業を15日分日割り請求	介護の通所（訪問）介護を利用分請求
	9月1日	9月16日
		9月30日

※この場合9月19日以降は届出をしなくとも、資格が要介護1に変更され、契約が解除されたものとみなすため、19日以降の利用分の総合事業の請求はできません。

- ③事業対象者又は要支援者が9月16日に新規で事業所と契約し、総合事業サービスの利用を開始した場合、**契約日である9月16日を起算日として日割り請求する。**

事業所との総合事業契約日

請求	請求しない	15日分日割り請求
9月1日	9月16日	9月30日

※契約日が日割り請求の起算点となりますので、利用者と契約日及びサービス利用開始日について十分に協議し、利用者負担が過大とならないように注意してください。

※契約を解除した場合は契約解除日迄を日割り請求し、契約解除日の翌日以降は請求できません。

- ④要支援者が認定有効期間到来時に更新により再度要支援者となり、介護予防訪問（通所）介護から移行し、総合事業サービスの利用を開始する場合。

※8月末更新の場合

- ④-A 1日付の総合事業サービスの契約としている場合は、日割りしない。

事業所との総合事業契約日

請求	8月分の介護予防訪問（通所）介護を日割りせず請求	9月分の総合事業を日割りせず請求
8月1日	9月1日	9月30日

- ④-B 基本的に④-Aのケースになる場合が多いと想定されるが、なんらかの事情により、月途中からの総合事業サービスの契約としている場合は、契約日から日割りする。

事業所との総合事業契約日

請求	8月分の介護予防訪問（通所）介護を日割りせず請求	請求しない	総合事業を20日分日割り請求
8月1日	9月1日	9月11日	9月30日

※介護予防訪問（通所）介護から総合事業サービスへの移行については契約書の取り直し又はサービスの移行について説明し、それに同意を得ていることが把握できる文書を残す等、総合事業サービスの契約日の確認ができるようにしてください。

⑤要支援1（2）の者が月途中の9月16日に区分変更申請後、要支援2（1）となり、介護予防訪問（通所）介護から移行し、総合事業サービスの利用を開始し、双方の期間でサービス利用がある場合、**区分変更日である9月16日を起算日として日割り請求する。**

区分変更日

請求	介護予防訪問（通所）介護を15日分日割り請求	総合事業を15日分日割り請求
9月1日	9月16日	9月30日

※このような月途中の区分変更の事例において、介護予防訪問（通所）介護の利用がない場合は、総合事業サービスを契約日から日割り請求する。総合事業サービスの利用が無い場合は介護予防訪問（通所）介護を日割りせず、請求する。

参考資料 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用

（平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課/事務連絡・I資料9）